

埼玉県食品衛生推進員設置要綱

第1 目的

この要綱は、食品等事業者における食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進し、県民の食生活の安全確保に寄与するために、食品衛生法第67条第2項の規定に基づき埼玉県食品衛生推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その円滑な運用に必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「推進員」とは、食品等事業者の自主管理及び県が行う食品の安全確保事業に協力する民間の協力者で、知事から委嘱されたものをいう。
- 2 「食品等事業者」とは、食品衛生法第3条第1項に規定する食品等事業者をいう。

第3 活動内容

推進員は、活動区域の実情に応じ、次の食品衛生に関する自主的な活動を行うものとする。

1 食品等事業者への支援

(1) 食品等事業者への巡回相談活動

食品等事業者に対して、施設・設備、食品等の衛生管理の相談、自主検査や検便の励行、食品衛生責任者実務講習会の受講促進など、衛生管理に関する相談・助言を行う。

(2) 従事者への衛生教育の支援

同業組合、商工会等が開催する食品衛生講習会、営業者が実施する従事者衛生教育への支援を行う。

(3) 消費者等への食品衛生知識の普及啓発活動

市民まつり等のバザー出店者、給食ボランティア、自治会・商店街の集会等の参加者その他消費者に対して、パンフレット配布や講話等を通じて食品衛生知識の普及啓発活動を行う。

(4) 一般社団法人埼玉県食品衛生協会長が委嘱する食品衛生指導員（以下「食品衛生指導員」という。）からの相談に対する助言・指導

(5) 地域の食品関係団体（一般社団法人埼玉県食品衛生協会等）との連携及び事業への協力

2 保健所事業への協力

(1) 保健所が実施する次に例示する食品衛生に関する普及啓発事業への協力

ア 保健所が主催する食品衛生に関する催しに対する企画・提案等

イ 保健所が発行する情報紙等への原稿執筆

ウ パンフレット、ポスター等の配布

エ 講演会講師

(2) 県その他関係機関の施策に対する協力

(3) 地域の食品衛生に関する情報収集・保健所への情報提供

第4 推進員の活動区域

推進員の活動区域は、あらかじめ定められた保健所の所管区域とし、その活動に当たっては所管保健所長の指導を受けるものとする。

第5 食品衛生推進員会議

保健所長は、次のとおり食品衛生推進員会議を開催し、推進員活動の状況や最新の食品衛生情報等の意見交換をするものとする。

1 主催 保健所

2 構成 推進員、保健所職員、一般社団法人埼玉県食品衛生協会支部役員

3 回数 年2回以上

4 会議内容

(1) 推進員からの事業報告について

(2) 推進員事業活動の検討について

- (3) 推進員からの地域の食品衛生の向上及び自主管理に関する意見について
- (4) その他、必要な事項について

第6 食品衛生推進員の推薦

- 1 推進員の候補者の推薦は、活動区域である保健所の所管区域ごとに行うものとする。
- 2 推進員の候補者は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者で、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 地域の食品関係団体（一般社団法人埼玉県食品衛生協会支部、一般社団法人埼玉県調理師会支部、同業組合等）の役員
 - (2) 食品衛生指導員としての実績のある者食品衛生指導員として長期間活動し、食品衛生の向上に関する自主的な活動に協力的であり、かつ、地域の食品衛生活動に積極的に取り組んでいる者であること。
 - (3) 集団給食研究会の構成員
 - (4) 食品衛生監視員の職にあった者その他食品等事業者及び食品衛生指導員に対して、食品衛生に関する指導、助言を行うことができる知識を有する者
- 3 候補者推薦に当たっての留意点
 - (1) 当該保健所の所管区域内に居住し、又は勤務する者でなければならない。
 - (2) 同一人が複数の保健所の所管区域を活動区域とする推進員となるような推薦の重複を避けるよう配慮すること。
 - (3) 以下に該当する者は、推進員として推薦できないこと。
 - ア 食品衛生法第55条第2項第1号又は第2号に規定する欠格条項に該当する者
 - イ 要綱第9に規定する責務を特別な理由なく果たさなかった者
 - ウ 社会的信用失墜行為があつて2年を経過しない者
- 4 保健医療部長は、一般社団法人埼玉県食品衛生協会長に対し、推進員の候補者の推薦を依頼することができるものとする。
- 5 一般社団法人埼玉県食品衛生協会長は、第6の4の規定に基づく推薦の依頼を受けたときは、第6の2に該当する者を以下のとおり各支部で取りまとめの上、所管保健所長に推薦するものとする。
 - (1) 一般社団法人埼玉県食品衛生協会各支部長は、様式第1号の1による推薦書に、様式第2号による推薦調書及び様式第3号による被推薦者の履歴書を添えて、所管保健所長に推薦するものとする。
 - (2) 保健所長は、第6の5(1)の規定により推薦があつた場合は、第6の2に該当するか確認の上、様式第1号の2による推薦書に様式第2号による推薦調書及び様式第3号による被推薦者の履歴書を添えて、保健医療部長に推薦するものとする。
- 6 保健所長が、第6の5の規定による推薦の他に推進員の候補者を推薦する場合は、様式第1号の2による推薦書に、様式第2号による推薦調書及び様式第3号による被推薦者の履歴書を添え、第6の5の規定による推薦とあわせて保健医療部長に推薦するものとする。

第7 推進員の候補者の審査等

- 1 保健医療部長は、第6の5及び第6の6の規定により推薦を受けた推進員の候補者について、第6の2及び第6の3に基づき審査を行い、推進員としての適格性を有すると認められるときは、推進員として委嘱の内定をするものとする。
- 2 保健医療部長は、推進員の委嘱が内定した候補者に対し、様式第4号による推進員の委嘱が内定した旨の通知を行うものとする。

第8 委嘱

知事は、推進員の委嘱が内定した候補者に対して様式第5号による承諾書の提出を求め、承諾書

の提出があった場合に様式第6号による委嘱状を交付し、推進員を委嘱するものとする。

第9 責務

- 1 推進員は、県が主催する講習会（オンライン講習を含む）を受講し、その活動に必要な知識、技術等の習得に努めなければならない。
- 2 推進員は、第3に規定した活動を遂行する上で知り得た個人の秘密や営業上の情報を他に漏らしてはならない。また、推進員でなくなったときも同様とする。

第10 任期

- 1 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 知事は、推進員の任期中に当該推進員を解嘱した場合は、補欠の推進員を委嘱することができる。
- 3 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11 解嘱

- 1 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、推進員から解嘱の申出があったとき、又は知事が必要と認めるときは、任期中であっても、推進員の委嘱を解くことができる。
 - (1) 推進員が第6の2及び第9の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 推進員として信用を失墜させる行為があったとき。
 - (3) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき。
 - (4) 身体的理由等により、推進員活動を続けることが困難、又はできなくなったとき。
 - (5) その他、推進員としての必要な適格性を欠くとき。
- 2 解嘱に係る事務は次のとおりとする。
 - (1) 推進員による解嘱の申出は、様式第7号をもって行わせ、所管保健所長を経由して知事あて提出させること。
 - (2) 知事は、解嘱が決定した推進員あてに、様式第8号による解嘱状を交付するものとする。
 - (3) 解嘱された推進員は、第8に規定する委嘱状及び第16に規定する推進員の証を、所管保健所長を経由して知事あて返納しなければならない。

第12 定数

推進員の定数は、133名とする。

なお、定数に満たない場合は欠員とするものとし、一般社団法人埼玉県食品衛生協会会長又は各保健所長は候補者の補充ができ次第、速やかに第6の5又は第6の6の規定により推薦するものとする。

第13 謝礼

県は、推進員に、予算の範囲内において、謝礼を支払うことができる。

- 1 謝礼は年度末に支払うものとする。
- 2 知事が第11の規定により推進員を解嘱した場合、又は解嘱した推進員の残任期間に係る新たな推進員を委嘱した場合は、第13の1の規定にかかわらず、当該推進員の活動地域を管轄する保健所長と食品安全課長により、解嘱した推進員の活動内容等を勘案し、謝礼の支払の可否やその方法等について協議の上決定するものとする。

第14 推進員特別講習会の開催

県は、推進員が活動するために必要な知識、技術等に関する講習会（オンライン講習を含む）を次のとおり開催し、推進員の育成に努めるものとする。

- 1 主催 埼玉県
- 2 開催回数 年1回
- 3 講習内容
 - (1) 推進員制度に関すること。
 - (2) 食品衛生法規等に関すること。
 - (3) 自主管理に関する技術情報に関すること。

- (4)食品衛生に関する基礎知識及び最新情報に関すること。
- (5)接遇に関すること。
- (6)その他、推進員としての活動を行うために必要な事項に関すること。

4 講習時間

講習時間は3時間とし、講習内容に応じて時間を配分すること。

第15 推進員活動報告

推進員は、様式第9号による報告書に様式第10号による記録書を添えて、半期ごとにその活動状況を取りまとめ、所管保健所長を経由して知事に報告するものとする。

第16 推進員の証の携帯

推進員は、推進員として活動する際には、身分を表す様式第11号による食品衛生推進員の証を携帯し、関係者からの求めに応じ提示するものとする。

第17 その他

この要綱に定めるもののほか、推進員に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月31日から施行する。
ただし、定数に係る規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、推薦に係る規定は平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、推薦に係る規定は令和3年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第2号

埼玉県食品衛生推進員推薦調書

氏名	ふりがな	勤務先	
		役職	
生年月日	昭 平 令 年 月 日	満年齢	歳 (4月1日現在)
電子メールアドレス			
現住所	郵便番号	所管保健所	保健所
	Tel	所属する団体名	
団 体 役 員 等 の 履 歴			
団体役員の履歴及び期間		食品衛生指導員の履歴及び期間	
年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日	
		その他の職の履歴及び機関	
		職名	年 月 日 ~ 年 月 日
合計期間	年 月	年 月	
食品衛生責任者養成講習会の受講	受 講	未受講	
食品衛生責任者実務講習会の受講	受 講 回	未受講	
食品衛生推進員特別講習会の受講	受 講 回	未受講	

履 歴 書

		提出日	年	月	日
埼玉県食品衛生推進員の経歴					新任・再任
氏名	ふりがな				
職業 (役職名)		生年月日	昭・平・令 年 月 日 (満 歳)		
電子メールアドレス					
自宅住所	郵便番号 TEL				
勤務先所在地	TEL				
年号	年	月	職 歴		
資格					
賞 罰					
特記事項					

様式第4号

第 号
年 月 日

様

埼玉県保健医療部長

埼玉県食品衛生推進員の委嘱の内定について（通知）

食品衛生の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、あなたが、食品衛生法第67条第2項及び埼玉県食品衛生推進員設置要綱に基づく埼玉県食品衛生推進員に委嘱されることが内定しましたので、お知らせします。

つきましては、下記1のとおり関係書類等の記入、提出をお願いいたします。

なお、委嘱式を下記2のとおり開催しますので、御出席くださいますよう御案内いたします。

記

1 承諾書及び食品衛生推進員証用写真の提出について

2 委嘱式等の開催日及び開催場所

委 嘱 状

様

食品衛生法（昭和22年法律233号）第67条第2項及び埼玉県食品衛生推進員設置要綱第8の規定に基づき、埼玉県食品衛生推進員を委嘱します。

1 任 期

年 月 日 から 年 月 日まで

2 所管保健所

保健所

年 月 日

埼玉県知事

印

様式第7号

埼玉県食品衛生推進員解嘱の申出書

埼玉県知事様

私は、 年 月 日付け第 号により埼玉県食品衛生推進員を委嘱されていましたが、下記の理由により、推進員活動を続けることが困難となりましたので、埼玉県食品衛生推進員設置要綱第11の規定に基づき解嘱の申出をいたします。

記

理由：

年 月 日

住 所

氏 名

様式第8号

様

埼玉県食品衛生推進員設置要綱第11の規定に基づき、 年 月
日をもって埼玉県食品衛生推進員を解嘱します。

年 月 日

埼玉県知事

印

様式第9号

埼玉県食品衛生推進員活動報告書

年 月 日

埼玉県知事様

埼玉県食品衛生推進員（ 保健所）

氏 名

下記のとおり、 年度 前期 ・ 後期 分の活動内容を報告します。
記

活 動 内 容	実施回数	対象人数	備 考
1 食品等事業者への支援			
食品等事業者への巡回相談活動			
従事者への衛生教育の支援			
消費者等への食品衛生知識の普及啓発活動			
食品衛生指導員からの相談に対する助言・指導			
地域の食品関係団体との連携及び事業への協力			
その他（ ）			
2 保健所事業への協力			
食品衛生の催しの企画・提案等			
保健所発行情報紙等の原稿執筆			
パンフレット・ポスター等の配布			
講演会講師			
県その他関係機関の施策に対する協力			
地域の食品衛生情報収集・情報提供			
その他（ ）			

会 議 等 へ の 出 席	出 席 年 月 日
3 食品衛生推進員会議への出席	
4 食品衛生推進員特別講習会の受講	

様式第 11 号

(表)

第 号			
埼玉県食品衛生推進員の証			
氏 名			
生年月日	年 月 日生	30mm	写 真
任 期	年 月 日から		
	年 月 日まで		
上記の者は、食品衛生法第67条第2項及び埼玉県食品衛生推進員設置要綱第8の規定により委嘱された埼玉県食品衛生推進員であることを証する。			24mm
年 月 日	埼玉県知事		印

縦 57mm×横 85mm

(裏)

埼玉県食品衛生推進員設置要綱抜粋

第1 目 的
この要綱は、食品等事業者における食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進し、県民の食生活の安全確保に寄与するために、食品衛生法第67条第2項の規定に基づき埼玉県食品衛生推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その円滑な運用に必要な事項を定めるものとする。

第3 活動内容
推進員は、活動区域の実情に応じ、次の食品衛生に関する自主的な活動を行うものとする。

- 1 食品等事業者への支援
 - (1) 食品等事業者への巡回相談活動
 - (2) 従事者への衛生教育の支援
 - (3) 消費者等への食品衛生知識の普及啓発活動
 - (4) 一般社団法人埼玉県食品衛生協会長が委嘱する食品衛生指導員（以下「食品衛生指導員」という。）からの相談に対する助言・指導
 - (5) 地域の食品関係団体（一般社団法人埼玉県食品衛生協会等）との連携及び事業への協力
- 2 保健所事業への協力
 - (1) 保健所が実施する食品衛生に関する普及啓発事業への協力
 - (2) 県その他関係機関の施策に対する協力
 - (3) 地域の食品衛生に関する情報収集・保健所への情報提供

第16 推進員の証の携帯
推進員は、推進員として活動する際には、身分を表す様式第11号による食品衛生推進員の証を携帯し、関係者からの求めに応じ提示するものとする。